

岐阜県教育委員会関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

1 改正の概要

教育職員免許法等の一部改正により、教育職員免許状の更新に係る事務が廃止されるため、当該事務に係る手数料を廃止するもの

2 廃止する手数料

手数料の種類	手続きの内容
①教育職員免許状有効期間更新手数料	有効期間の更新
②教育職員免許状有効期間延長手数料	有効期間の延長
③教育職員免許状更新講習修了確認等手数料	更新講習の修了確認
④教育職員免許状更新講習修了確認期限延期手数料	更新講習の修了確認期限の延期
⑤教育職員免許状更新講習受講免除認定手数料	更新講習の受講免除
⑥教育職員免許状有効期間更新証明書等発行証明書交付手数料	更新証明書の発行証明
⑦教育職員免許状有効期間更新証明書等書換え手数料	更新証明書の書換え

3 教員免許状更新制の概要と廃止理由

(1) 更新制の概要

- ・全国的な教育水準の向上を図るため、教員が社会構造の急激な変化等に対応して最新の知識・技能を身に付け、社会の尊厳と信頼を得られるようにするため、平成 21 年度から導入
- ・教育職員免許状の有効期間は、10 年
- ・教育職員免許状の有効期間を更新する場合は、教育委員会に申請が必要

(2) 廃止理由

- ・近年、社会の変化が早まり、非連続化するとともに、オンライン研修の拡大や平成 28 年の教育公務員特例法の改正による研修の体系化の進展など、教師の研修を取り巻く環境が大きく変化している中で、今後ますます個別最適な学びや「現場の経験」を重視した学びなどを進めることが必要
- ・他方、現状の免許更新制は 10 年に 1 度の講習の受講を求めるものであるが、常に教師が最新の知識技能を学び続けていくことと整合的ではなく、当該講習は共通に求められる内容を中心としており、個別最適な学びなど今後求められる学びの姿とは方向性が異なるため